



燕市監委告示第 5 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和元年11月1日

燕市監査委員	五十嵐昭五
同	大久保重孝
同	渡邊雄三

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施概要

(1) 監査の目的

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

(2) 監査の対象団体

平成 30 年度に燕市が地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせた施設のうち、次の施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

指定管理者名	施設名	所管部署
分水小学校区まちづくり協議会	燕市分水福社会館	社会福祉課

(3) 監査の期間

令和元年 9 月 6 日（金）～ 10 月 31 日（木）

ヒアリングの実施 日 時 10 月 11 日（金） 午後 1 時 20 分～2 時 30 分

場 所 燕市分水福社会館

(4) 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とし、関係帳簿・関係書類等を調査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

- ・施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ・利用促進のための努力が行われているか。
- ・施設管理に係る収支会計経理は、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る出納関係帳簿・記帳などは、適正に行われているか。
- ・施設管理に係る各種諸規程は、整備されているか。

2 監査対象「団体」の概要

(1) 「分水小学校区まちづくり協議会」の状況

名称・代表者	分水小学校区まちづくり協議会 会長 若林 久
所在地	燕市上諏訪 10 番 16 号
設立年月日	平成 18 年 8 月 23 日
構成	≪ 役員 ≫ 会長：1 人、副会長：2 人、幹事：2 人、相談役：1 人、 部会長 6 人、副部会長 5 人、事務局長：1 人、 会計：1 人、事務局員：1 人 ≪ 職員 ≫ 8 人(正職員 2 人、臨時職員 6 人) 計 25 人(兼務含む)

(2) 主な業務・事業内容

(1) まちづくりの推進に関する事項 (2) 環境改善・美化事業に関する事項 (3) 福祉、子育て支援・人材育成に関する事項 (4) 伝統行事と文化の振興に関する事項 (5) 健康・スポーツに関する事項 (6) 防犯・防災・交通安全活動の推進に関する事項 (6) その他、目的達成に必要な事項
--

(3) 監査の対象とした指定管理施設

施設の名称	燕市分水福祉会館
指定管理期間	①平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日 ②平成 31 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日
指定管理料 (平成 30 年度)	4,847,000 円

3 監査対象「施設」の概要

(1) 施設の概要 燕市分水福祉会館

- ・設置目的：地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養向上、健康の増進、情操の純化、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること。
- ・所在地：燕市上諏訪 10 番 16 号
- ・竣工：昭和 50 年 3 月
- ・施設の構造：鉄筋コンクリート造 2 階建て
- ・敷地面積：3,752.7 m²
- ・延床面積：847.54 m²
- ・開館時間：午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分
- ・休館日：月曜日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- ・使用料：

階別	室名	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 9 時 30 分	午前 8 時 30 分～ 午後 9 時 30 分
1 階	1 階ホール	1,000 円	1,500 円	14,000 円
	1 階会議室	300 円	500 円	4,200 円
2 階	2 階研修室	300 円	500 円	4,200 円

(2) 平成 30 年度施設利用実績（平成 30 年度事業報告書より抜粋）

（単位：人）

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
1 階	ホール	743	552	328	644	338	565	698	1,148	371	486	435	497	6,805
	第一会議室	77	73	36	76	43	132	82	77	54	62	68	120	900
	第二会議室	20	30	23	20	17	27	21	33	20	30	22	17	280
	応接室	11	29	19	22	4	0	0	0	0	4	17	3	109
2 階	研修室	201	174	191	221	160	157	142	163	172	187	217	317	2,302
合計		1,052	858	597	983	562	881	943	1,421	617	769	759	954	10,396

(3) 平成 30 年度施設使用料金の収入状況 (平成 30 年度事業報告書より抜粋)

(単位: 円)

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
1 階	ホール	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	0	4,500	8,000	22,500
	第一会議室	6,000	7,800	0	1,200	0	3,150	0	900	0	900	0	900	20,850
	第二会議室	0	0	0	0	0	0	0	3,600	0	0	0	0	3,600
	応接室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 階	研修室	14,400	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	6,600	14,550	18,300	6,300	13,200	12,300	103,650
合計		20,400	11,400	3,600	14,800	3,600	6,750	6,600	19,050	18,300	7,200	17,700	21,200	150,600

(4) 平成 30 年度の収支状況 (平成 30 年度燕市分水福祉会館収支決算書より抜粋)

(単位: 円)

	科目	予算額	決算額	決算額－予算額
収 入	指定管理料	4,847,000	4,847,000	0
	預り金	0	3,211	3,211
	雑収入	0	8,715	8,715
	繰越金	23,300	29,100	5,800
収入合計		4,870,300	4,888,026	17,726
支 出	人件費	2,410,000	2,667,441	257,441
	消耗品費	64,000	122,159	58,159
	修繕費	30,000	39,130	9,130
	光熱水費	1,243,000	911,778	△331,222
	通信運搬費	78,000	87,762	9,762
	保険料	6,000	7,200	1,200
	使用料	12,000	11,664	△336
	委託料	960,000	956,720	△3,280
	備品購入費	20,000	31,916	11,916
	その他	24,000	29,282	5,282
	予備費	23,300	0	△23,300
支出合計		4,870,300	4,865,052	△5,248

※収入合計 4,888,026 円 － 支出合計 4,865,052 円 ＝ 翌年度繰越金 22,974 円

(5) 平成 30 年度の業務実績 (平成 30 年度事業報告書より抜粋)

1) 維持管理業務実績

作業項目		実施日	実施体制	内 容
清掃	(日常)	毎日	1 人	床・カーペット、トイレ等の清掃
	(定期)	毎月	1 人	館内のガラス、会館周辺の草取り
保守・点検	(日常)	毎日	1 人	開館時に施設内外を点検
	(定期)	5 月・11 月	委託	自動ドア保守点検
	(定期)	2 ヶ月に 1 回	委託	自家用電気工作物保守点検
	(定期)	5 月・11 月	委託	消防用設備保守点検
	(定期)	7 月・11 月	委託	冷暖房機器保守点検
	(定期)	8 月	委託	防火対象物定期点検
保安・警備	(日常)	毎日	委託	自動警報装置による侵入・火災の警備
研修・訓練		9 月 21 日 3 月 27 日		消防訓練 消防機器点検訓練実施
		7 月 10 日 10 月 31 日 1 月 6 日 2 月 28 日		歩道脇松伐採 21,600 円 2 階照明スイッチ修理 3,240 円 自転車小屋修繕・収納部屋修理 3,490 円 2 階流し水栓止 10,800 円
備品購入				電話機 20,000 円
				会議室木製棚 9,936 円
				パイプ折りテーブル 1,980 円

2) 運営業務実績

<教室・イベント等>

教室・イベント名	開催日	参加者数	内容
防災講習会	10 月 23 日	50 人	・会館の避難所運営に関すること ・消火器訓練の必要性 ・AED 訓練の必要性 ・ハザードマップの見方 ・防災食の試食
消防訓練	9 月 21 日	40 人	火災が発生した場合、分水福社会館の管理人だけで消火できないので、分水福社会館の利用者から訓練に参加していただき、消火器の使用や利用者の避難誘導を自主的に行えるよう訓練した。

燕市総合防災訓練	7月1日	50人	分水福祉会館は二次避難所に指定されている。自治会からの参加者は40人程度。
----------	------	-----	---------------------------------------

4 監査の結果・意見

(1) 調書、聴き取り、実地による確認事項

- ① 指定管理料の請求・受領については、年度協定書で定められたとおりに行われていた。
- ② 事業報告書は概ね適正に作成され、期限内に提出されていた。
- ③ 開館時間は8:30～21:30で、8:30～17:15については管理者及び管理人の1名または2名体制である。17:15～21:30は2名の夜間管理人が1日交替で勤務している。月曜日は休館日となっているが、「燕地区交通安全協会分水支部」「分水さくらを守る会」の事務所が使用するため、16:15まで管理を行っている。土曜・日曜は利用申し込みがあった場合のみ開館する。業務日報を作成し、利用人数、利用目的、業務実施事項などを記録している。
- ④ 駐車場の消雪パイプが老朽化により機能しておらず、除雪車に除雪を依頼している。消雪パイプの入れ替えについて社会福祉課では、隣接する地蔵堂保育園の取り壊し跡地の整備時に検討したいとしている。
- ⑤ 当該指定管理施設は「二次避難所」に指定されており、燕市総合防災訓練に参加している。その他に、防災講習会、消防訓練を独自に実施しているが、隣接施設である地蔵堂保育園との合同訓練は実施されていない。指定管理者独自の非常時マニュアルは作成されていない。
- ⑥ 収支会計経理においては、施設管理に係る領収書類の整備・保存は適切に行われていたが、立替金や現金の管理等において一部改善を要するものが見受けられた。徴収した施設使用料の納付に関して、徴収事務委託契約書では徴収した翌日に納付と規定されているが、一月分をまとめて納付していた。

(2) 意見

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられる。

会計経理事務において指定管理者団体である「分水小学校区まちづくり協議会」の会計と混同された取り扱いが見受けられた。会計の入り繰りは厳格に避けていただきたい。また現金を取り扱う際は現金出納帳を作成するとともに、立替金の精算および預かり金の入金に関して速やかに処理するよう努められたい。

基本協定書第12条第2項に「非常時のマニュアルや対応できる体制を整備し、あらかじめ甲に届け出る」と規定されているが、現状は作成されていない。災害等非常事態はいつ発生するかわからないので喫緊に作成されたい。また緊急時に対応できる職員も少なく限られていることから、近接の施設、自治会との連携を密にできるよう体制づくりを進められたい。

基本協定書第17条で規定される「日報」については作成されているが、「自己評価」に

ついて実施されていない。「自己評価」を行うことによって、問題、課題が明白になることになり、より良き業務が遂行される。協定事項は必ず実行していただきたい。

地域のコミュニティ活動の拠点として、また災害に対して安全な場所としての重要な役割を担う施設として、施設管理とより利用しやすい運用を、引き続き社会福祉課と連携し実現されるよう要望する。

(3) 所管課への意見

施設の管理運営については、指定管理者に管理事業を委ねるだけでなく、定例協議等を行うことにより常に連携を図り、管理運営上の問題点等についての適切な指導・監督に努められたい。

また、非常時において近接施設との協力、連携が行えるよう、関係部署等との調整を図ることと、また近隣自治会とも協力、連携が図れるよう依頼をしていただきたい。「非常時のマニュアル」作成においては的確な内容になるよう指導されたい。